



# 広島県報

定期  
第 66 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

解除予定保安林	.....	(治山室)
公告	.....	
特定非営利活動法人の認証申請	.....	(文化・県民協働室)
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	.....	(地域産業振興室)
土地改良区の解散の認可	.....	(土地改良室)
開発行為に関する工事の完了	.....	(建築指導室)
選挙管理委員会告示	.....	
衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	.....	
参議院広島県選出議員の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	.....	
広島県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	.....	
公安委員会告示	.....	
遊技機の型式の検定の告示	.....	
正誤	.....	
平成十八年八月二十四日付け広島県報 (定期) 第六十三号中広島県告示第七百九十六号の訂正	.....	(道路河川管理室)

## 告示

広島県告示第八百十号  
次の保安林を解除予定保安林にした。  
平成十八年九月四日

広島県知事 藤田雄山

- 解除に係る保安林の所在場所  
三原市小泉町字平家山四二三の六一
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 公告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があった。  
平成十八年九月四日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人さくら同好会	日地康武	広島県東広島市安芸津町風早二二三二五番地一	この法人は、高齢者と地域住民に対して老人ホーム等の施設福祉事業と介護の事業を行い、社会福祉の増進と地域社会の発展を図り、広く公益に寄与することを目的とする。	平成十八年八月二十四日

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 以下「法」という。 (第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。  
平成十八年九月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ニトリ福山店  
所在地 福山市明神町二丁目七七一番一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号  
2 小売業を行う者  
名称 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年四月二十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
六千六百八十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の収容台数  
百六十九台  
2 駐輪場の収容台数  
五十三台  
3 荷さばき施設の面積  
百二十四・七平方メートル  
4 廃棄物等の保管施設の容量  
五十四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後八時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで  
3 駐車場の自動車の出入口の数  
一箇所  
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

- 七 届出年月日  
平成十八年八月二十二日
  - 八 届出等の縦覧場所  
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)  
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)
  - 九 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
1 期間  
平成十八年九月四日から平成十九年一月四日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。  
2 時間帯  
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 十 意見書の提出  
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。  
1 提出期限  
平成十九年一月四日  
2 提出先  
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定によって、世羅町重永土地改良区の解散を平成十八年八月二十八日認可した。  
なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。  
平成十八年九月四日  
広島県知事 藤 田 雄 山
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。  
平成十八年九月四日  
広島県知事 藤 田 雄 山
- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三原市木原町一四五七番二、一四五七番四
  - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市木原町一四五七番地の二  
谷前 由利子

**選挙管理委員会告示**

広島県選挙管理委員会告示第二十五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第一条第七項の規定により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定めた。

なお、平成十七年広島県選挙管理委員会告示第五十三号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送の実施放送局等）は、廃止する。

平成十八年九月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	一般放送事業者	回数	一般放送事業者	回数
一人又は二人	株式会社広島ホームテレビ	-	/	/
三人から五人まで	株式会社テレビ新広島	-	株式会社中国放送	-
	株式会社テレビ新広島	-		
六人から八人まで	株式会社広島ホームテレビ	二	株式会社中国放送	-
	株式会社テレビ新広島	二		

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第二条第七項の規定により、参議院広島県選出議員の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定めた。

なお、平成十六年広島県選挙管理委員会告示第十五号（参議院広島県選出議員の選挙における政見放送の実施放送局等）は、廃止する。

平成十八年九月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
一般放送事業者	-	一般放送事業者	-
株式会社広島ホームテレビ	-	株式会社中国放送	-
株式会社中国放送	-		
株式会社テレビ新広島	-		

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第一条第七項の規定により、広島県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定めた。

なお、平成十六年広島県選挙管理委員会告示第十六号（広島県知事の選挙における政見放送の実施放送局等）は、廃止する。

平成十八年九月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
一般放送事業者	-	一般放送事業者	-
株式会社広島ホームテレビ	-	株式会社中国放送	-
広島テレビ放送株式会社	-		
株式会社中国放送	-		

**公安委員会告示**

広島県公安委員会告示第9号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年9月4日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製 造 業 者 名 ( 住 所 )
6P0590	告示の日 (平成18年 9月4日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CR研ナ オコ・歌 は宇宙を 救う	興村遊機株式会社 島美 代表取締役 奥村 昭 (愛知県名古屋市中区 鶴舞二丁目2番18号)	左 同
6P0653	同 上	同 上	CR研ナ オコ・歌 は宇宙を 救う ルト	同 上	左 同
6P0608	同 上	同 上	CR研ナ オコ・歌 は宇宙を 救う	同 上	左 同
6S0633	同 上	回胴式遊技 機	ホーク	株式会社ジエイピーエス 代表取締役 総務部 征四郎 (大阪府大阪市福島区福 島六丁目4番10号1Fエス トビル)	左 同
6P0714	同 上	ぱちんこ遊 技機	CR大ピ ラミッ伝 64	株式会社高尾 夕島敏博 代表取締役 古屋 中川区 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番地)	左 同
6P0627	同 上	同 上	CR昇竜 NY	同 上	左 同
6P0657	同 上	同 上	CR昇竜 NYS	同 上	左 同

正 誤

平成十八年八月二十四日付け広島県報(定期)第六十三号に掲載の広島県告示第七百九十六号(道路の区域変更)の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

ページ	段	行	新市七曲庄原線 誤	新市七曲西城線 正
三	上	三		